

令和5年度の献血の受入れに関する計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第11条及び同法施行規則第4条に基づき、各都道府県と協議し、日本赤十字社における当該年度に献血により受け入れる血液の目標量、献血をする者の募集その他の血液の目標量を確保するために必要な措置に関する事項及びその他献血の受入れに関する重要事項を定めるものである。

第1 令和5年度に献血により受け入れる血液の目標量

令和5年度に献血により受け入れる血液の目標量は、別紙1の輸血用血液製剤及び血漿分画製剤用の原料血漿の必要量を確保するために、別紙2のとおり全血献血で135万リットル、血漿成分献血で54万リットル、血小板成分献血で31万リットルの合計220万リットルとする。

第2 献血をする者の募集その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 献血受入体制

血液の目標量の確保に当たっては、全国を7ブロックに分けた広域的な需給管理体制を活かし、国、地方公共団体等と連携し、効率的な献血の受入れを進める。医療需要に応じた採血を行うとともに、特に400ミリリットル全血献血及び成分献血を中心に、年間を通じ安定的に献血の受入れを行う。

献血の受入れに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた安全かつ安心な受入環境を保持するなど、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続した献血協力につながるよう、環境の整備を行う。献血受入施設等の配置については、別紙3のとおり。

2 献血受入のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

各都道府県血液センターにおける主な取組は、別紙4のとおり。

ア 国民全般を対象とした普及啓発

(ア) 全国的なキャンペーン等の実施

①国及び都道府県と連携し、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、千葉県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。

②テレビ、SNSを含むインターネット等のデジタル広報媒体及びポスター等

の紙広報媒体を効果的に活用し、献血への協力を呼びかけるとともに、血液事業や血液製剤に対する理解を促す。その際、ポスター等の紙広報媒体については、デジタル広報媒体の情報にアクセスしやすい工夫をする。

③都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、血漿分画製剤が様々な疾病の治療薬として広く使われており需要が急激に増加していること、血液の成分である血漿を原料として作られていることを分かりやすく丁寧に周知し、血漿分画製剤の安定供給に必要な原料血漿量を確保できるよう血漿成分献血への協力を呼びかける。

(イ) 企業等への献血推進対策

献血に協賛する企業や団体を募り、社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても、献血は不可欠であることへの理解を求め、新しい生活様式を踏まえテレワークの広がりに対応するなど、企業や団体に出向いての献血実施に加え、従業員等の居住地近隣の献血会場での協力依頼など、個々の企業や従業員等の事情に合わせた形での推進対策を強化する。

さらに、企業等に対して、従来の社員研修や社内広報等の機会に加え、オンラインを積極的に活用して「献血セミナー」の開催や献血に関する情報提供等を行い、正確で理解しやすい情報の伝達を図るとともに、特に若年層の従業員等の献血促進について協力を求める。

(ウ) 複数回献血の推進

献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血について、安定的な血液の確保に資するだけでなく、血液製剤の安全性確保の観点からも重要なことを広く国民に周知する。

また、平素から献血者に対して、複数回献血の呼びかけを積極的に行う。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

なお、成分献血については、血小板や原料血漿を安定的に確保できるよう、同一献血者に年間複数回の献血への協力を依頼する。

(エ) 献血予約の推進

献血予約が、計画的かつ安定的な献血確保に資すること、また、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、献血協力の集中や献血会場の混雑を回避し、献血協力時間帯の分散化を可能にすることなど、献血予約の重要性を広く国民に周知する。

また、献血者に対して献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を促進し、同サービスを活用した献血予約の推進を積極的に行う。

さらに、簡便な献血予約や献血の検査記録閲覧、献血カード機能の実装

等による利便性を提供する「ラブラッドアプリ」の利用を推進する。献血未経験者も本アプリを登録利用できることから、献血者のみならず広く国民にも利用を呼びかける。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(ア) 普及啓発資材の作成及び活用

献血や血液製剤に関する理解を促すため、小・中学生を対象とした献血推進パンフレット、広報用ポスター等を製作し、積極的に活用する。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

血液事業や献血に関する情報に接する機会の増加を図るため、若年層の多くが利用しているSNSを含むインターネット等を中心に情報発信を行い、内容についても若年層の嗜好を考慮するなど、効果的な広報を行う。また、実際の献血協力につながるよう、学生献血推進ボランティア等と連携し、同世代からの働きかけを促進する。さらに、感染リスクが高まる密閉空間、密集場所、密接場面の3つの条件の環境の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」に対応し、対面ではなくオンラインを活用した情報発信の充実に向けて、効果的な手段及び内容の検討を進める。

(ウ) 献血セミナーの実施など学校等への献血の普及啓発

オンライン授業の広がり等により学校に出向いての献血実施が困難な状況下においても、学生に対して献血思想を普及させるため、国、都道府県、市町村及びボランティア組織等の協力を得ながら献血セミナーの実施の更なる推進を図る。献血セミナーの実施にあたっては、「新しい生活様式」に対応するため、オンラインを積極的に活用し、一か所に多くの参加者が集まる形を避けるとともに、リモートで授業を受けている学生が参加しやすいよう配慮する。さらに、献血セミナーの様子を映像化して希望者がいつでも閲覧できる環境を整備する。

また、献血セミナーの機会等を活用し、主に献血可能年齢未満もしくは献血未経験者である学生に対し、将来に向けての潜在的な献血者としてラブラッドへの登録を推進する。

①小学生、中学生を対象とした対策

献血や血液製剤に対する関心を喚起するため、献血セミナーや血液センター等での体験学習を積極的に実施し、将来の献血協力に向けた啓発を図る。

②高校生を対象とした対策

献血や血液製剤に対する理解を深めてもらうため、献血セミナーの実施や生徒への献血啓発資材等の配付を積極的に行うほか、地域事情を考慮し

つつ献血に協力できる学校を募り、献血の推進を促す。

③大学生を対象とした対策

献血推進運動を行っている学生献血推進ボランティア組織等と更なる連携を図り、全国学生クリスマス献血キャンペーン（12月）を実施することをはじめ、献血セミナー、大学・サークル・学生献血推進ボランティア等が所有するポータルサイトやSNS、学校が学生に付与しているメールアドレス等への情報発信を通じて献血や血液製剤に関する理解を促進する。

特に将来の医療の担い手となる医療・薬学系の学生等に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、献血会場及び血液センター等を活用した啓発を行う。

（2）採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

献血の受入れに際しては献血申込者に丁寧な対応を心掛け、不快の念を与えることのないよう、職員の教育訓練の充実強化を図るとともに、献血者の意見・要望を把握し、休憩スペースの十分な確保等を行う。また、献血者の個人情報保護や献血者健康被害救済制度についても適正に運用し、献血者が安心して献血できる環境を整備する。

初めて献血をする方の、献血に対する不安等を払拭することはもとより、献血の都度、献血の手順や献血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなつた場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全を確保する。

献血ができなかつた方に対しては、その理由を分かりやすく丁寧に説明するとともに、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。

また、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境を整備し、より一層のイメージアップを図る。

併せて、新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症の感染拡大の状況下においても、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止対策を講ずるとともに、様々な広報手段を用いて、感染防止対策を周知する。

イ 献血者の利便性の向上

（ア）常設献血受入施設における対応

献血者の利便性を考慮しつつ、安全で安心かつ効率的な採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の設置、子育て世代に対応した託児スペース整備、地域性を考慮した献血受入時間帯の設定に取り組む。

(イ) 移動採血車における対応

地域の実情に応じ、移動採血車による計画的な採血や、企業・団体等の意向を踏まえた献血機会を提供する。また、移動採血車における献血予約を推進する。

(ウ) 献血予約の推進等

ラブラッドを活用した Web 予約及び電話等での予約を積極的に推進し、待ち時間の解消を図るなど、さらなる献血者の利便性を向上させる。

また、他業種の先進事例を参考に、より効果的な情報発信の在り方等を検討し、運用の改善を図る。

第3 その他献血の受入れに関する重要事項

1 献血の受入れに際し、考慮すべき事項

(1) 健康管理サービスの実施

献血者の健康管理に資するため、希望者に対し生化学検査成績、血球計数検査成績を通知する。

また、ヘモグロビン濃度の低値により献血にご協力いただけなかった方に対して、栄養士等による健康相談を実施する。

(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策

国及び都道府県と連携し、献血者の本人確認及び問診を徹底するとともに、HIV 等の感染症の検査を目的とした献血防止のため「安全で責任のある献血」の普及を図る。

(3) まれな血液型の血液の確保

まれな血液型の献血者には、医療機関からの突発的な要請に対応できるよう、本人の意向を踏まえて予め登録を依頼し、必要時に献血を依頼する。

(4) 献血者の意思を尊重した採血の実施

初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血基準を満たしていれば、いずれの採血区分（200 ミリリットル全血献血、400 ミリリットル全血献血又は成分献血）における献血協力も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重したうえで、採血区分を決定する。なお、献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることがある。

2 輸血用血液製剤の在庫管理と不足時の的確な対応

輸血用血液製剤（特に採血後の有効期間が短い血小板製剤及び赤血球製剤）については、在庫予測に基づき、必要血液量の確保対策を講じて安定供給に努めるとともに、国及び都道府県にも在庫情報を提供する。万一の在庫不足時や在庫不足が予測される場合には対応手順に基づき、関係機関と連携した必要血液量の確保対策を実施する。

3 災害時等における危機管理

災害等が発生した際は、国、都道府県及び市町村と連携して、医療需要に応じた血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて献血への協力を呼びかける。その際、被災地域においては、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について慎重に判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。

また、予め災害時等に備えて、国、都道府県、市町村等の関係者との衛星電話等の複数の通信手段の確保や、平時は日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターにて行っている需給調整業務を首都直下地震に備え他の施設でも確実に行うための体制の整備を含む事業継続計画に則り、献血の受入れが確実に行えるよう取り組む。

さらに、新興・再興感染症のまん延下においても血液製剤の安定供給を図るために、献血者や職員に対する感染防止対策を講じ、安全安心な献血環境を保持するとともに、国、都道府県、市町村等の連携を緊密にし、様々な手段を講じて献血血液を確保する。

4 効率的な原料血漿の確保

原料血漿の必要量に応じて、成分献血においては、採血基準の範囲内で献血者の循環血液量に応じた血漿量を採血するなど、効率的な確保に努める。

また、日本赤十字社は、唯一の採血事業者であるとともに、輸血用血液製剤の製造業者でもある。このため、輸血用血液製剤の製造工程においても、効率的な手法により、原料血漿を確保する。

5 献血受入施策の分析と評価

献血の受入状況について、国、都道府県及び市町村へ情報を提供する。また、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。

また、献血の受入に関する実績、体制等の分析と評価を行い、次年度の献血受入に係る各種施策の検討に活用する。

令和5年度都道府県別必要量

プロック名	都道府県名	輸血用血液製剤の需要見込み(①)(L)					血漿分画製剤用原料 血漿確保計画(②)(L)	令和5年度に必要な 血液量(①+②)(L)
		全血製剤	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	計		
道 北 海	北海道	0	30,640	12,240	9,073	51,953	50,878	102,831
	小計	0	30,640	12,240	9,073	51,953	50,878	102,831
東 北	青森県	0	5,679	2,341	2,008	10,028	13,355	23,383
	岩手県	0	4,490	1,681	1,448	7,619	11,922	19,542
	宮城県	0	8,099	4,625	2,910	15,634	15,778	31,412
	秋田県	0	4,005	1,558	1,565	7,127	10,843	17,971
	山形県	0	4,080	1,776	1,111	6,967	8,752	15,719
	福島県	0	8,308	2,941	2,134	13,383	16,953	30,335
	小計	0	34,662	14,921	11,175	60,758	77,603	138,362
関 東 甲 信 越	茨城県	0	10,765	4,032	3,214	18,010	27,966	45,976
	栃木県	1	7,630	4,289	2,761	14,681	20,326	35,007
	群馬県	0	8,200	3,924	3,084	15,208	20,663	35,871
	埼玉県	0	26,569	11,702	7,241	45,512	55,934	101,446
	千葉県	0	26,641	15,240	7,303	49,184	49,119	98,303
	東京都	0	58,472	33,022	23,017	114,511	142,811	257,322
	神奈川県	0	33,484	17,206	10,423	61,112	81,228	142,340
	新潟県	0	7,920	2,969	3,135	14,024	28,840	42,864
	山梨県	0	3,144	1,590	843	5,577	10,736	16,313
	長野県	0	6,784	3,120	2,003	11,907	23,108	35,015
	小計	1	189,608	97,093	63,024	349,727	460,731	810,458
東 海 北 陸	富山県	0	4,000	1,560	1,339	6,899	9,776	16,675
	石川県	0	3,680	1,800	1,360	6,840	11,355	18,195
	福井県	0	3,156	872	1,056	5,084	8,573	13,657
	岐阜県	0	7,719	3,236	2,354	13,310	16,034	29,344
	静岡県	0	13,848	5,644	4,099	23,591	34,805	58,396
	愛知県	0	27,266	15,556	8,958	51,780	71,760	123,540
	三重県	0	4,824	2,100	1,926	8,850	16,139	24,989
近 畿	小計	0	64,494	30,768	21,092	116,354	168,442	284,796
	滋賀県	0	5,100	1,991	1,571	8,662	11,994	20,655
	京都府	0	11,584	6,430	4,249	22,263	23,580	45,843
	大阪府	0	44,136	23,400	13,181	80,717	90,495	171,212
	兵庫県	0	19,296	10,476	5,920	35,692	49,016	84,708
	奈良県	0	6,000	3,360	1,555	10,915	10,686	21,601
	和歌山県	0	4,752	2,100	1,191	8,043	9,865	17,908
中 四 国	小計	0	90,868	47,756	27,666	166,291	195,636	361,927
	鳥取県	0	2,488	1,198	904	4,590	6,517	11,108
	島根県	0	2,060	1,078	676	3,814	6,392	10,206
	岡山県	0	7,782	3,051	2,478	13,310	20,696	34,007
	広島県	0	11,094	3,241	5,647	19,982	22,140	42,123
	山口県	0	6,555	2,954	1,594	11,102	10,736	21,838
	徳島県	0	3,362	1,248	1,058	5,669	8,130	13,799
	香川県	0	4,272	1,657	1,197	7,126	9,845	16,971
	愛媛県	0	5,509	2,641	1,201	9,351	13,904	23,255
	高知県	0	3,454	1,532	1,127	6,113	8,704	14,817
九 州	小計	0	46,575	18,600	15,882	81,058	107,066	188,124
	福岡県	0	22,102	10,442	5,860	38,405	48,554	86,959
	佐賀県	0	2,643	1,050	599	4,292	8,149	12,441
	長崎県	0	6,255	2,765	2,053	11,073	13,432	24,505
	熊本県	0	7,968	3,240	2,062	13,270	16,872	30,143
	大分県	0	4,905	2,165	1,466	8,537	10,793	19,330
	宮崎県	0	4,486	1,854	1,405	7,745	11,414	19,160
	鹿児島県	0	7,854	3,269	2,060	13,183	16,210	29,393
	沖縄県	0	6,309	3,716	2,258	12,283	14,218	26,501
	小計	0	62,523	28,502	17,764	108,789	139,644	248,433
合 計		1	519,370	249,881	165,677	934,929	1,200,001	2,134,930

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

令和5年度に献血により受け入れる血液の目標量(日本赤十字社)

(L)

ブロッ ク名	都道府県名	全血献血			成分献血			合計
		200mL	400mL	計	血小板	血漿	計	
道北 道海	北海道	1,210	78,440	79,650	19,130	6,781	25,911	105,561
	小計	1,210	78,440	79,650	19,130	6,781	25,911	105,561
東北	青森県	187	12,710	12,898	1,461	5,253	6,714	19,612
	岩手県	180	12,206	12,386	2,526	3,605	6,131	18,517
	宮城県	350	23,799	24,149	6,480	8,688	15,168	39,317
	秋田県	137	9,268	9,404	2,237	4,430	6,667	16,071
	山形県	156	10,577	10,733	2,571	3,701	6,272	17,005
	福島県	294	19,954	20,248	5,074	5,923	10,997	31,245
	小計	1,304	88,514	89,818	20,350	31,600	51,949	141,767
関東 甲信 越	茨城県	472	29,040	29,511	3,635	11,553	15,188	44,699
	栃木県	866	22,163	23,028	5,478	10,615	16,093	39,122
	群馬県	361	22,215	22,576	6,570	10,525	17,094	39,670
	埼玉県	1,193	66,789	67,982	15,545	22,524	38,069	106,051
	千葉県	801	61,220	62,021	14,433	24,475	38,908	100,929
	東京都	1,918	146,679	148,597	45,263	74,038	119,301	267,898
	神奈川県	1,112	85,008	86,119	21,483	38,674	60,157	146,277
	新潟県	314	22,235	22,550	3,728	13,890	17,618	40,167
	山梨県	120	9,187	9,307	0	6,083	6,083	15,390
	長野県	146	19,870	20,016	2,354	11,323	13,677	33,693
	小計	7,303	484,404	491,707	118,489	223,699	342,188	833,895
東海 北陸	富山县	146	9,568	9,714	2,062	4,201	6,263	15,977
	石川県	158	10,364	10,522	2,764	5,673	8,437	18,959
	福井県	116	7,668	7,784	0	4,132	4,132	11,916
	岐阜県	276	18,172	18,448	4,455	6,605	11,060	29,508
	静岡県	526	34,640	35,166	6,119	16,171	22,290	57,456
	愛知県	1,060	69,724	70,784	19,644	40,367	60,011	130,795
	三重県	218	14,344	14,562	5,472	8,284	13,756	28,318
近畿	小計	2,500	164,480	166,980	40,516	85,434	125,950	292,930
	滋賀県	99	17,157	17,255	2,554	2,676	5,230	22,485
	京都府	172	29,926	30,099	7,644	9,816	17,459	47,558
	大阪府	2,118	99,860	101,979	25,567	45,071	70,638	172,617
	兵庫県	826	58,381	59,206	12,202	19,630	31,832	91,038
	奈良県	109	13,352	13,460	3,337	4,137	7,474	20,934
	和歌山県	232	12,189	12,421	2,330	2,438	4,767	17,188
中四 国	小計	3,556	230,865	234,420	53,634	83,767	137,401	371,821
	鳥取県	10	6,021	6,031	891	2,682	3,573	9,603
	島根県	2	5,667	5,668	1,580	2,588	4,169	9,837
	岡山県	244	21,376	21,621	4,601	8,794	13,395	35,016
	広島県	220	29,821	30,041	13,313	9,473	22,785	52,826
	山口県	62	16,070	16,132	1,944	3,184	5,128	21,259
	徳島県	7	7,648	7,655	1,204	3,236	4,440	12,095
	香川県	3	10,844	10,847	1,560	3,850	5,410	16,257
	愛媛県	5	14,399	14,404	2,405	6,279	8,684	23,088
	高知県	25	7,720	7,745	1,221	3,753	4,974	12,720
九 州	小計	578	119,567	120,144	28,718	43,839	72,557	192,701
	福岡県	111	59,496	59,607	11,850	21,594	33,444	93,051
	佐賀県	60	8,014	8,074	2,491	5,063	7,554	15,628
	長崎県	94	14,741	14,835	3,226	6,718	9,944	24,779
	熊本県	127	20,088	20,215	4,225	7,702	11,927	32,141
	大分県	45	13,760	13,806	2,498	4,017	6,514	20,320
	宮崎県	22	11,929	11,951	2,528	4,463	6,990	18,942
	鹿児島県	33	18,442	18,474	3,210	5,633	8,843	27,318
	沖縄県	62	15,286	15,348	2,345	5,564	7,909	23,257
	小計	554	161,756	162,310	32,373	60,753	93,126	255,436
合計		17,004	1,328,025	1,345,029	313,209	535,873	849,082	2,194,111

※山梨県及び福井県では血小板採血を行わないため、血小板成分献血目標量が「0」となっていること。

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

令和5年度に献血により受け入れる血液の目標量(都道府県・献血種類・採血所分類別)

プロック名	都道府県名	固定施設(母体・事業所・出張所)					移動採血車			オープン採血			
		200mL採血	400mL採血	血漿採血		合計(L)	200mL採血	400mL採血	合計(L)	200mL採血	400mL採血	合計(L)	
				FFP-480用	原料血漿確保用								
北海道	北海道	706	22,888	3,347	3,434	19,130	49,505	504	55,472	55,976		80	80
	小計	706	22,888	3,347	3,434	19,130	49,505	504	55,472	55,976		80	80
東北	青森県	77	3,250		5,253	1,461	10,042	110	9,460	9,570			
	岩手県	63	2,161		3,605	2,526	8,356	116	10,010	10,127	0	34	35
	宮城県	201	9,792	4,382	4,306	6,480	25,161	137	13,815	13,952	12	192	205
	秋田県	32	2,164		4,430	2,237	8,863	105	7,104	7,208			
	山形県	108	1,704		3,701	2,571	8,084	48	8,873	8,921			
	福島県	65	5,417	126	5,797	5,074	16,478	229	14,537	14,766			
	小計	546	24,488	4,508	27,092	20,350	76,984	745	63,799	64,544	13	227	240
関東甲信越	茨城県	38	9,362	852	10,701	3,635	24,588	433	19,678	20,111			
	栃木県	172	4,456	4,408	6,207	5,478	20,722	660	16,806	17,466	34	900	934
	群馬県	144	8,758	4,141	6,383	6,570	25,996	213	13,377	13,590	4	80	84
	埼玉県	425	38,920	6,195	16,328	15,545	77,415	756	27,712	28,468	11	157	168
	千葉県	344	32,508	6,609	17,865	14,433	71,760	442	27,032	27,474	14	1,680	1,694
	東京都	805	93,226	16,854	57,184	45,263	213,332	894	42,930	43,824	219	10,523	10,742
	神奈川県	648	50,571	4,245	34,429	21,483	111,377	450	33,404	33,854	13	1,032	1,046
	新潟県	232	11,389		13,890	3,728	29,239	82	10,846	10,928			
	山梨県	12	2,856		6,083		8,951	108	6,331	6,439			
	長野県	144	7,086		11,323	2,354	20,907	2	12,783	12,786			
	小計	2,965	259,133	43,305	180,394	118,489	604,287	4,042	210,898	214,940	296	14,372	14,668
東海北陸	富山県	104	1,984	114	4,088	2,062	8,351	42	7,584	7,626			
	石川県	73	4,778	777	4,896	2,764	13,288	85	5,586	5,671			
	福井県	24	2,200		4,132		6,356	92	5,468	5,560			
	岐阜県	88	5,644	1,925	4,680	4,455	16,792	188	12,528	12,716			
	静岡県	119	8,298	867	15,304	6,119	30,707	407	26,342	26,749			
	愛知県	533	35,054	14,799	25,568	19,644	95,598	492	31,670	32,162	35	3,000	3,035
	三重県	218	5,076	1,482	6,802	5,472	19,050		9,268	9,268			
近畿	小計	1,159	63,034	19,963	65,471	40,516	190,143	1,306	98,446	99,752	35	3,000	3,035
	滋賀県	49	3,483	81	2,595	2,554	8,762	49	13,674	13,723			
	京都府	86	11,656	2,420	7,396	7,644	29,201	82	17,871	17,953	4	400	404
	大阪府	1,035	56,480	8,854	36,217	25,567	128,152	1,014	40,209	41,223	70	3,172	3,242
	兵庫県	518	34,366	3,538	16,091	12,202	66,716	300	23,773	24,073	7	242	249
	奈良県	86	3,931	87	4,050	3,337	11,491	23	9,420	9,443			
	和歌山県	63	1,002		2,438	2,330	5,832	170	11,187	11,357			
中四国	小計	1,837	110,918	14,980	68,787	53,634	250,155	1,638	116,134	117,771	81	3,814	3,895
	鳥取県	10	2,794		2,682	891	6,377		3,226	3,226			
	島根県	2	1,252		2,588	1,580	5,422		4,415	4,415			
	岡山県	244	6,264	1,156	7,638	4,601	19,903		15,112	15,112			
	広島県	190	7,200	5,794	3,678	13,313	30,176	30	22,525	22,555		96	96
	山口県	18	1,952		3,184	1,944	7,098	44	14,118	14,162			
	徳島県	7	2,992		3,236	1,204	7,439		4,656	4,656			
	香川県	3	3,348		3,850	1,560	8,761		7,496	7,496			
	愛媛県	5	4,032	704	5,574	2,405	12,721		10,247	10,247		120	120
	高知県	25	2,112		3,753	1,221	7,111		5,608	5,608			
九州	小計	504	31,947	7,654	36,185	28,718	105,008	74	87,404	87,478		216	216
	福岡県	111	19,575	9,194	12,400	11,850	53,130		38,129	38,129		1,792	1,792
	佐賀県	24	3,214	2,486	2,576	2,491	10,792	36	4,800	4,836			
	長崎県	94	3,512	2,526	4,192	3,226	13,551		11,228	11,228			
	熊本県	127	7,393	3,307	4,394	4,225	19,447		12,694	12,694			
	大分県	22	3,920	1,419	2,598	2,498	10,456	24	9,840	9,864			
	宮崎県	22	3,049		4,463	2,528	10,062		8,880	8,880			
	鹿児島県	21	5,642		5,633	3,210	14,506	11	12,800	12,811			
	沖縄県	40	2,486		5,564	2,345	10,436	22	12,202	12,224		598	598
	小計	462	48,792	18,933	41,820	32,373	142,380	93	110,574	110,667		2,390	2,390
	合計	8,178	561,200	112,690	423,183	313,209	1,418,460	8,401	742,726	751,128	425	24,098	24,523

※オープン採血とは、事業所や学校の会議室等を会場として行う献血受入れ方式であること。

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

令和5年度献血受入施設数等

別紙3

プロック名	都道府県名	常設献血受入施設(箇所)	令和5年度中 増減数	移動 採血車 (台)			成分 採血装置 (台)	令和5年度中 増減数
					令和5年度中 増減数	令和5年度中 更新数		
北海道	北海道		6	17		1	56	
	小計		6	17		1	56	
東北	青森県	2		4			13	
	岩手県	1		4			12	
	宮城県	2		6			27	
	秋田県	2		3		1	15	
	山形県	1		4			12	
	福島県	3		6			28	
	小計	11		27		1	107	
関東甲信越	茨城県	2		7		1	27	
	栃木県	2		6			27	
	群馬県	3		4			30	
	埼玉県	7		10		1	57	
	千葉県	6		10			61	
	東京都	12	1	19		1	155	13
	神奈川県	8		11		2	93	
	新潟県	2		4			27	
	山梨県	1		3			9	
	長野県	2		4			28	
	小計	45	1	78		5	514	13
東海北陸	富山県	1		3			10	
	石川県	2		3			20	
	福井県	1		3			10	
	岐阜県	2		4			22	
	静岡県	3		9		1	36	
	愛知県	9		11		1	113	
	三重県	3		4			26	
近畿	小計	21		37		2	237	
	滋賀県	2		5			15	
	京都府	3		6		1	35	
	大阪府	11	1	13		2	106	12
	兵庫県	7		9			71	
	奈良県	2		4			22	
	和歌山県	1		5		1	11	
中四国	小計	26	1	42		4	260	12
	鳥取県	2		2			11	
	島根県	1		2		1	8	
	岡山県	2		4		1	28	
	広島県	2		5			36	
	山口県	1		4			10	
	徳島県	1		3			9	
	香川県	1		3			10	
	愛媛県	1		4		1	15	
	高知県	1		3		1	9	
九州	小計	12		30		4	136	
	福岡県	5		11		1	55	
	佐賀県	1		2			11	
	長崎県	2		5		1	17	
	熊本県	2		4			23	
	大分県	1		4			11	
	宮崎県	1		4			10	
	鹿児島県	2		5			16	
	沖縄県	1		4	△ 1	2	14	
	小計	15		39	△ 1	4	157	
合 計		136	2	270	△ 1	21	1,467	25

※「常設献血受入施設」とは、血液センター・事業所・献血ルーム(出張所)を指すこと。

※施設数、移動採血車台数、成分採血装置台数は、令和5年4月1日時点の予定数であること。

各都道府県血液センターにおける主な取組（令和5年度）

①企業等への献血推進

No.	具体的対策	対象
1	移動採血車の配車が難しい事業所に対して、献血ルームでの献血協力依頼を行う。	企業・団体
2	テレワークやオンライン授業の広がりに応じて、企業・学校からその従業員・学生等に対して居住地付近の献血会場を案内してもらう。	企業・団体
3	安定的な血液確保、献血会場の密集回避及び献血者の待ち時間短縮の観点から、献血Web会員サービス「ラブラッド」の活用や電話による直接の依頼を中心とした事前の献血予約を徹底する。	企業・団体
4	テレワークを行っている従業員等については、在宅勤務中であっても献血協力のための外出許可を得られるよう先方総務担当等と調整を図る。	企業・団体
5	大学については、以下4点を依頼すること。①大学・サークル・学生献血推進協議会等が所有するポータルサイトやSNSへの血液センターホームページのリンク掲載。②大学構内への近隣献血ルーム案内ポスターの掲示。③大学から学生用メールアドレスへの献血呼びかけ。④学生献血推進協議会のメンバー等に対して、個人が所有するSNS等での情報発信。	大学
6	高校については、献血会場の案内チラシや献血啓発資材等の生徒への配布を依頼する。また、都道府県支部と連携し、青少年赤十字による献血協力活動等を実施する。	高校
7	都道府県や市区町村と連携し、献血未実施校へ献血協力及び献血セミナーの実施を依頼する。	学校
8	採血中止となった会場の代替対応は行政や地元メディア等と連携し、代替会場の設定や実施周知について速やか、かつ、効率的に行う。	企業・団体
9	都道府県(保健所)及び市区町村との連携やライオンズクラブ等の協力団体の支援により献血サポーターの増加を図る。	献血未実施の企業や献血協力企業等
10	企業内の新人研修、衛生委員会及び労働組合等における会合等の機会を利用し、適宜オンラインを活用のうえ献血セミナーを実施する。	企業・団体
11	各血液センターが作成したメタボ対策や高血圧予防のパンフレット等を用いて、献血後の検査結果を健康管理に役立てていただくよう推進する。	企業・団体
12	企業等団体の社会貢献活動に敬意を表するため、都道府県赤十字血液センター所長感謝状等を贈呈する。	企業・団体

②複数回献血の推進

No.	具体的対策	対象
1	採血中、休憩中等にラブラッドの説明・勧誘を行うことで、会員増を強化する。	ラブラッド未加入者
2	ラブラッド会員に対して、献血依頼、健康管理意識向上のための講演会、その他イベント等の情報を発信し、会員の複数回献血を促進する。	ラブラッド会員
3	1年以上献血の間隔が空いている方に献血を依頼し、複数回献血への誘導を図る。	休眠献血者
4	次回の献血予約をされた方には記念品をお渡しする等のキャンペーンを実施し、献血予約を推進することで複数回献血につなげる。	全献血者
5	「ラブラッド」アプリについて、事前問診等のメリットを訴求することで利用を促す。	全献血者

③若年層を対象とした普及啓発

No.	具体的対策	対象
1	各血液センターのホームページやSNS、YouTube等を通して、10～30代の関心をもたせるような献血に関するイベント情報や受血者の方からのメッセージを発信する。	若年層全体
2	スポーツ団体や若年層に人気があるアーティストやアニメ作品とのコラボキャンペーンにより、献血に関する興味・関心をもってもらう。	若年層全体
3	献血未経験者への啓発を強化して新規献血者の増加を目指す。	若年層全体
4	高校生、大学生及び医療系を中心とした専門学校生を対象に、献血の重要性や各都道府県内の若年層献血者数推移等の情報を示した献血セミナーを、適宜オンラインを活用のうえ実施する。献血実施予定の学校では、セミナー受講後に献血協力ができるよう調整を行う。	学生
5	学生献血推進ボランティアの募集及び活動を強化し、学生の視点から献血の呼びかけや献血セミナー、イベントの企画が実施できるよう支援する。準備・打ち合わせ等は可能な限り電話、メール、オンラインで実施する。	高校生・大学生

④小中学生や幼少期の子供とその親を対象とした取組

No.	具体的対策	対象
1	企業や街頭等での献血実施の際、献血セミナーや子供向けミニイベントを実施し、子育て世代の方に献血に協力していただく。	幼少期の子供がいる親子
2	教育委員会に協力を仰ぎ、教師や保護者に献血協力をいただくことにより、子供たちにも献血を身近に感じてもらうと共に、プレ会員への登録を促す。	幼少期の子供がいる親子
3	小・中学生が理解しやすいアニメーションやクイズを取り入れた献血セミナーや、各血液センターの施設見学や移動採血車の試乗、キッズ献血等を実施し、献血に関する興味・関心をもってもらう。	小学生・中学生
4	学校・PTAを通じて広報チラシの配布やメール等による情報発信を行う。	小学生・中学生

⑤血漿分画製剤用原料血漿確保に向けた取組

No.	具体的対策	対象
1	これまで主に全血献血でご協力いただいている方にも成分献血を勧めることで、赤血球製剤と共に原料血漿の確保につなげる。	全血献血者
2	成分献血者を中心に接遇時に次回献血可能日の案内と併せて次回予約を依頼する。次回予約をされた献血者には記念品等をお渡しする。	全献血者
3	体内の循環血液量を考慮した献血者への協力依頼を実施する。	全献血者
4	血漿分画製剤についての情報が掲載されているチラシや冊子を献血会場や献血協力団体等において配布することで、同製剤の普及啓発を図る。	一般の方